

岩手県告示第231号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成31年3月26日から同年4月16日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 大船渡市盛町字宇津野沢15
- (2) 名称 大船渡市

2 埋立区域

- (1) 位置 大船渡市赤崎町字蛸ノ浦186番地先水面
- (2) 区域 蛸ノ浦漁港既設防潮堤の北側端部を基点とし、基点から153度50分00秒 56.30メートルの点を1点とし、1点から149度31分00秒 17.80メートルの点を2点とし、2点から149度37分00秒 12.90メートルの点を3点とし、3点から149度01分00秒 21.20メートルの点を4点とし、4点から157度21分00秒 5.30メートルの点を5点とし、5点から166度38分00秒 9.24メートルの点を6点とし、6点から169度00分00秒 8.30メートルの点を7点とし、7点から170度27分00秒 8.10メートルの点を8点とし、8点から179度23分00秒 8.10メートルの点を9点とし、9点から271度58分00秒 7.30メートルの点を10点とし、10点から332度22分00秒 85.30メートルの点を11点とし、1から11まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 1,314.52平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 5,091.21平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して150日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成33年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。